

騒音規制法に基づく特定施設(騒音規制法施行令別表第1に掲げる施設)

項番号・施設名	規模等要件
1 金属加工機械	
(イ)圧延機械	原動機定格出力合計22.5kw以上
(ロ)製管機械	全てのもの
(ハ)ベンディングマシン	ロール式で、原動機定格出力3.75kw以上
(ニ)液圧プレス	矯正プレスを除く。
(ホ)機械プレス	呼び加圧能力294kN以上
(ヘ)せん断機	原動機定格出力3.75kw以上
(ト)鍛造機	
(チ)ワイヤーフォーミングマシン	全てのもの
(リ)ブラスト	タンブラスト以外で、密閉式は除く。
(ヌ)タンブラー	全てのもの
(ル)切断機	といしを用いるもの
2 空気圧縮機及び送風機	原動機定格出力7.5kw以上
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機定格出力7.5kw以上
4 織機	原動機を用いるもの
5 建設用資材製造機械	
(イ)コンクリートプラント	混練機の混練容量0.45m ³ 以上で、気ほうコンクリートプラントを除く。
(ロ)アスファルトプラント	混練機の混練容量200kg以上
6 穀物用製粉機	ロール式で、原動機定格出力7.5kw以上
7 木材加工機械	
(イ)ドラムバーカー	全てのもの
(ロ)チップパー	原動機定格出力2.25kw以上
(ハ)碎木機	全てのもの
(ニ)帯のご盤	製材用：原動機定格出力15kw以上
(ホ)丸のご盤	木工用：原動機定格出力2.25kw以上
(ヘ)かんな盤	原動機定格出力2.25kw以上
8 抄紙機	全てのもの
9 印刷機械	原動機を用いるもの
10 合成樹脂用射出成形機	全てのもの
11 鋳造型機	ジョルト式のもの